

第 2 2 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成26年 6月 4日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

上下水道局管路部西部管路センターへ取付管築造工事申請書（以下「申請書」という。）を下水道使用予定者（以下「使用予定者」という。）との協議にもとづき図面等記入することに際し、申請書作成の対価となる「手間賃」收受に関しての行政書士法（昭和26年法律第 4号。以下「法」という。）などの規制法令などを、実施機関が選定して使用予定者に紹介する前に、実施機関と該当する名古屋市上下水道局指定排水設備工事店（以下「指定工事店」という。）との打ち合わせ時に留意事項として伝えたこと分かるもの。

2 同月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 7月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

指定工事店の実施機関への加入申請行為は、法の業務制限にあたる。よって、指定工事店が加入申請代行を有償で行えば法違反となるため、実施機関が指導監督を行うべき守備範囲だと考える。そのため、請求に係る行政文書

は存在する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 申請書は、使用予定者が作成するものであるが、取付管の築造に際しては、排水設備との接続位置等の調整を要するため、排水設備工事を業とする指定工事店が使用予定者の依頼を受けて申請書の作成に関与することが多い。
- 2 しかし、排水設備工事をどの指定工事店に依頼するかは、使用予定者が自らの意思で決定するものであり、審査請求人が主張する「実施機関が選定して使用予定者に紹介する前に、実施機関と該当する指定工事店との打ち合わせ」を行っている事実はない。
- 3 上記 2 のとおり、打ち合わせが行われていない以上、本件審査請求の対象となる行政文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

指定工事店とは、一定の資格を持ち、排水設備工事を適正に施行することができる者と認められる者として、名古屋市から指定を受けている工事店のことであり、排水設備工事を行うときなどは、指定工事店へ依頼するよう名古屋市上下水道局のウェブサイトにおいて市民向けに案内がされている。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

- (1) 本件審査請求の対象となる行政文書は、法の業務制限について、実施機関が指定工事店に対して事前の打ち合わせ時に伝えたことがわかる文書である。
- (2) 実施機関は、上記第 4 2 のとおり、排水設備工事をどの指定工事店に依頼するかは使用予定者が自らの意思で決定するものであると主張しており、そのことは、上記 2 から明らかである。
- (3) 指定工事店を使用予定者が自らの意思で決定する以上、実施機関が指定

工事店と事前に打ち合わせをする理由はなく、本件審査請求の対象となる行政文書を作成することの必要性は考えにくい。

(4) また、審査請求人は、法に違反することのみを主張しており、本件審査請求の対象となる行政文書が存在する理由を何ら主張していない。

4 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

5 したがって、本件審査請求の対象となる行政文書は存在しないと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 9月 9日	諮問書の受理
9月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月27日	実施機関の弁明意見書を受理
10月29日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
10月31日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受理
平成30年 5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
12月13日 (第13回 第 1小委員会)	調査審議
平成31年 1月 8日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久